

一般社団法人北中城村観光協会 定款

令和 4 年 6 月 24 日 作成

一般社団法人北中城村観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北中城村観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県中頭郡北中城村に置く。

(目的)

第3条 当法人は、北中城村内における観光事業の持続的な発達を図り、「親しまれ、頼られ、一目置かれる観光協会」を目指すことで、地域の文化及び経済の向上発展及び職員の幸せに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光戦略立案に関する事業
- (2) 地域のウェルネス（健幸）及びサステイナブル（持続可能）を推進する観光振興に関する事業
- (3) マーケティング（戦略構築）、DX（デジタルの活用）及びシェア&コラボレーション（連携）を生かした観光産業及び観光文化の振興に関する事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関等の設置)

第6条 当法人は、総会、理事会、理事及び監事を置く。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した北中城村内に事業所又は住所のいずれかを有する法人又は個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的を賛助するために入会した北中城村内に事業所又は住所のいずれも有さない法人又は個人
- (3) 特別会員 当法人の事業に協力する官公庁その他の公益的団体、非営利団体等で代表理事（会長）が推薦し、理事会で承認を得た団体

（入会）

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事（会長）、副会長、事務局長及び次長によって構成される経営会議の承認を受けなければならない。

（入会金及び年会費）

第9条 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める額の入会金及び年会費（以下、「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、加入日が10月以降の入会申込承認については、初年度の年会費を半額とする。

（退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、除名する旨の理由を付して通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又はその設立の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第12条 会員が前2条に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 会員が1年以上会費等を滞納したとき。

(権利の喪失)

第13条 会員の資格を失った者は、会員として一切の権利を失い、既に納入した入会金及び年会費その他の当法人の資産に対して、何らの請求をすることができない。

第3章 総会

(種類)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会費の額
- (4) 理事、監事及び顧問の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事（会長）が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員をもって、代表理事（会長）に

対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までにこれを通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、代表理事（会長）がこれに当たる。代表理事（会長）に事故あるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第 21 条 総会は、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 22 条 当法人の総会の議事は、出席者の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

5 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所

- (2) 会員の現在数、出席者数及び出席した理事及び監事の氏名
- (3) 議事の経過概要及びその結果
- 2 議長及び出席した理事2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、副会長2名以内を選出する。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事（会長）、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第26条 代表理事（会長）は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は代表理事（会長）を補佐し、代表理事（会長）に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事（会長）があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び資産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員が次の各号の 1 つに該当する場合は、総会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第 30 条 当法人に任意機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めて選任する。

(報酬等)

第 31 条 役員及び顧問の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第 5 章 理事会

(理事会)

第 32 条 理事会はすべての理事をもって構成し、代表理事（会長）が必要と認めるとき招集する。

- 2 代表理事（会長）が欠けたとき又は代表理事（会長）に事故があるときは、第 26 条第 2 項において職務を代行すべき副会長が理事会を招集する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事（会長）、副会長の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

（議長）

第 34 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事（会長）がこれに当たる。代表理事（会長）に事故あるときは、第 26 条第 2 項において職務を代行すべき副会長がこれに当たる。

（決議）

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

（議事録）

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事のうち 1 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（専門委員会）

第 37 条 代表理事（会長）は、当法人の円滑な運営を図るために必要とみとめるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会が選任する。

3 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条 当法人の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第 39 条 当法人の資産は代表理事（会長）が管理し、その方法は理事会の決議を経て代表理事（会長）が別に定める。

(経費の支弁)

第 40 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計書類等)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事（会長）が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付随明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付随明細書
- (6) 財産目録

2 監事は前項の書類を受領したときはこれを監査し、監査報告書を作成して代表理事（会長）に提出しなければならない。

3 代表理事（会長）は、第 1 項の書類及び監査報告について理事会の決議を経て定時総会に報告し、承認を得なければならない。

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 43 条 当法人は、正会員、賛助会員、特別会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

3 基金の拠出者は、前項の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人ないし清算人会において別に定める。

第 8 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 45 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席総正会員の 3 分の 2 以上の決議を得て、当法人と類似の事業を目的とする団体又は北中城村に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 47 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、代表理事（会長）が任免する。

3 事務局に関する規定は、理事会の決議を経て代表理事（会長）が別に定める。

(備え付け帳簿及び整備)

第 48 条 事務所には、常に次の掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事、監事、顧問、職員の名簿
- (4) 許可、認可等に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿、及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

附則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 51 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事兼代表理事（会長）	花 崎 爲 継
設立時理事（副会長）	宮 城 好 博
設立時理事	佐 藤 規 正
設立時理事	仲 村 聡 浩
設立時理事	小 原 俊 之
設立時理事	カッタナニ・ディネッシュ・ビシュヌ (KHATNANI DINESH VISHNU)
設立時理事	平 瀬 早 透
設立時理事	眞玉橋 顕 一
設立時理事	平 良 由 乃
設立時理事	宮 林 孝 治
設立時監事	比 嘉 聰
設立時監事	山 川 悟

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第 52 条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

住 所	沖縄県中頭郡北中城村字仲順 55 番地
設立時社員	花 崎 爲 継
住 所	沖縄県宜野湾市志真志 1 丁目 3 番 1-1001 号 サンクレスト長田
設立時社員	宮 城 好 博
住 所	沖縄県浦添市伊祖 1 丁目 11 番 19-401 号 フリューリング
設立時社員	佐 藤 規 正
住 所	沖縄県島尻郡南風原町字兼城 657 番地 1F
設立時社員	仲 村 聡 浩
住 所	沖縄県中頭郡北谷町字宮城 1 番地 219
設立時社員	小 原 俊 之
住 所	沖縄県中頭郡北中城村字島袋 1391 番地 4
設立時社員	カットナニ・ディネッシュ・ビッシュヌ (KHATNANI DINESH VISHNU)
住 所	沖縄県那覇市楚辺 2 丁目 32 番 23 号
設立時社員	平 瀬 早 透
住 所	沖縄県豊見城市字渡橋名 27 番地
設立時社員	眞玉橋 顕 一
住 所	沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋 638 番地 パークサイド住宅 1806
設立時社員	平 良 由 乃
住 所	沖縄県沖縄市大里 2 丁目 6 番 24 号
設立時社員	宮 林 孝 治
住 所	沖縄県宜野湾市大謝名 2 丁目 13 番 31 号
設立時社員	比 嘉 聰
住 所	沖縄県うるま市字喜屋武 376 番地 12
設立時社員	山 川 悟

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。